

第4章 推進体制

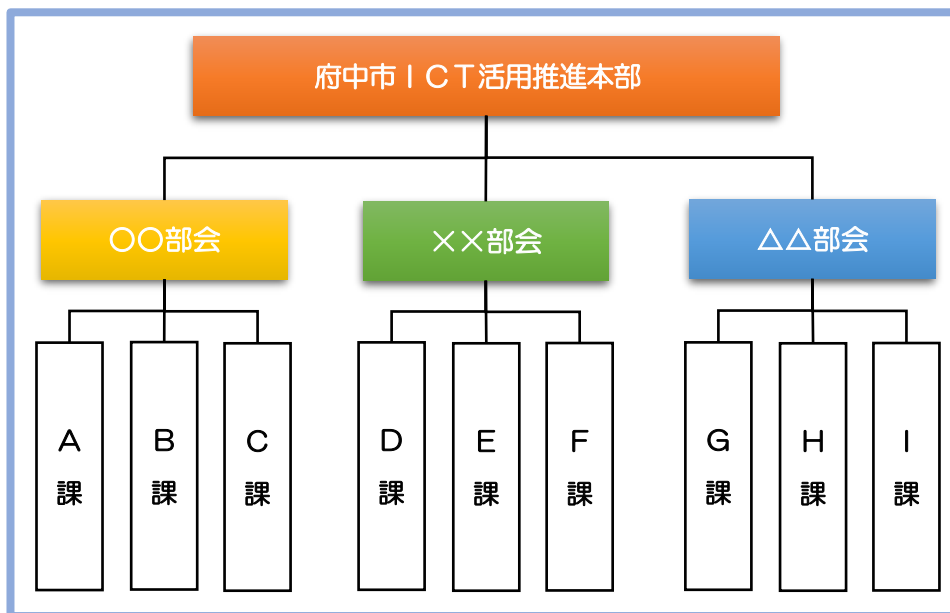
1 デジタル化の推進体制

本市では、本計画に基づきデジタル化を推進するため、市長を本部長とする「府中市ICT活用推進本部」を設置しており、本計画に掲げた各施策については、この推進本部において、毎年度、進行管理を行っていくものとします。

なお、本計画の施策番号Ⅱ-4-②の「全庁的なデジタル化推進のため体制整備」に関連して、本市の経営理念に合わせたデジタル化戦略を立案し、実行する「CIO（最高情報統括責任者）」と、専門的な知見や経験を基にCIOを補佐するための各種支援や助言を行う「CIO補佐官」を設置し、本市のデジタル化の更なる加速化・効率化を図っていきます。具体的な位置付けや役割については、施策番号Ⅱ-4-②において検討していきます。

また、個々の施策については、基本的には各主管課において推進していくものとしますが、施策の推進に当たり、複数課の連携が必要になる場合は、「府中市ICT活用推進本部」の下部組織として、必要に応じて検討部会を設置し、この検討部会において検討を進めていくものとします。

■デジタル化の推進体制図



2 情報セキュリティ対策の推進体制

デジタル化に向けた各施策を推進する中で、情報セキュリティインシデント（サイバー攻撃や情報漏えいなどの情報セキュリティ上の脅威となる事象）の発生するリスクが高まります。

これらのリスクに対応するため、本市では、副市長を「CISO（最高情報セキュリティ責任者）」とする情報セキュリティインシデントに対処するための体制（CSIRT）を整備するとともに、副市長を議長とする「府中市情報セキュリティ会議」において、情報セキュリティ対策の適切な運用を推進していくものとします。

■情報セキュリティ対策の推進体制図

